地方交付税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三号

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和六十年度」を「昭和六十一年度」に、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同項第九号中「平成七年度から平成二十七年度まで」を「平成八年度から平成二十八年度まで」に改め、同項第十号中「平成七年度」を「平成八年度」に改め、同項第十一号中「平成七年度から平成二十七年度まで」を「平成八年度から平成二十八年度まで」に改め、同項第十四号及び第十五号中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同表市町村の項第九号中「昭和六十年度」を「昭和六十一年度」に、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同項第十号中「平成七年度から平成二十七年度まで」を「平成八年度から平成二十八年度まで」に改め、同項第十一号中「平成七年度」を「平成八年度」に改め、同項第十二号中「平成七年度から平成二十七年度まで」を「平成八年度から平成二十八年度まで」に改め、同項第十五号及び第十六号中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第三項の表第二十八号中「のうち町村」の下に「（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所を設置する町村（次号において「福祉事務所設置町村」という。）を除く。）」を加え、同表第二十九号中「当該市」の下に「（福祉事務所設置町村を含む。）」を加え、同表第四十号(1)及び(2)中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同表第四十二号中「昭和六十年度」を「昭和六十一年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同表第四十四号中「平成七年度」を「平成八年度」に、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同表第四十五号中「平成七年度」を「平成八年度」に改め、同表第四十六号中「平成七年度から平成二十七年度まで」を「平成八年度から平成二十八年度まで」に改め、同表第四十九号中「平成二十七年度まで」を「平成二十八年度まで」に改め、同号(7)中「地方財政法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法」に、「及び平成二十七年度」を「から平成二十八年度までの各年度」に改め、同表第五十号中「平成二十七年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等」を「平成二十八年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等」に改め、同号(2)中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「昭和六十年度」を「昭和六十一年度」に、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同項第九号中「平成七年度から平成二十七年度まで」を「平成八年度から平成二十八年度まで」に改め、同項第十号中「平成七年度」を「平成八年度」に改め、同項第十一号中「平成七年度から平成二十七年度まで」を「平成八年度から平成二十八年度まで」に改め、同項第十四号及び第十五号中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同表市町村の項第八号中「昭和六十年度」を「昭和六十一年度」に、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同項第九号中「平成七年度から平成二十七年度まで」を「平成八年度」に改め、同項第十号中「平成七年度」を「平成八年度」に改め、同項第十一号中「平成七年度から平成二十七年度まで」を「平成八年度から平成二十八年度まで」に改め、同項第十四号及び第十五号中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

附則第四条の見出し中「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同条中「平成二十八年度に限り」を「平成二十九年度に限り」に、「第六号」を「第四号」に、「四千百億円」を「九千九百億円」に、「第七号から第九号まで」を「第五号から第七号まで」に、「三千四百二十九億九千五百十万円」を「三千四百六十三億五千二百五十八万三千円」に改め、同条第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十四号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）」に、「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に、「三千四百三十六億円」を「三千八百七億円」に改め、同条第三号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に、「五千四百六十五億千七百五十万円」を「六千六百五十億五千七百八十万円」に改め、同条第四号及び第五号を削り、同条第六号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に、「三十二兆四千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十二兆百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「三十二兆八千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十二兆四千百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同条第五号とし、同条第八号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に、「千五百八十四億円」を「八百二十億円」に改め、同号を同条第六号とし、同条第九号中「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に、「千八百十一億千九百万円」を「二千三百五十四億八千四百四十万円」に改め、同号を同条第七号とする。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「平成二十九年度から平成六十二年度まで」を「平成三十年度から平成六十四年度まで」に改め、同条第二項中「平成二十九年度から平成四十三年度まで」を「平成三十年度から平成四十四年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	金額
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百三十三億円
平成三十三年度	二千九十二億円
平成三十四年度	千六百五十六億円
平成三十五年度	千二百十七億円
平成三十六年度	八百三十四億円
平成三十七年度	五百二十五億円
平成三十八年度	二百八十五億円
平成三十九年度	百三十四億円
平成四十年度	四十一億円
平成四十一年度	十四億円
平成四十二年度	七億円
平成四十三年度	三億円
平成四十四年度	三億円

附則第四条の二第三項中「前条第四号」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号」に、「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改める。

附則第四条の二の次に次の一条を加える。

（平成三十年度及び平成三十一年度における臨時財政対策のための特例加算）

第四条の三　平成三十年度及び平成三十一年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第三項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。